⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Inanisi Kadou, Shounai River
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 22 June 2012
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 27 July 2012 to 12 : 00 (noon) 30 July 2012 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 27 July 2012 to 12 : 00 (noon) 30 July 2012 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 27 July 2012 to 12 : 00 (noon) 30 July 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 5 月 23 日
東京地下鉄株式会社工務部長　武藤　義彦
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第４号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東西線大手町駅乗降場ほか改良建築工事
⑶　工事場所　東京都千代田区大手町二丁目１番１号
⑷　工事内容　乗降場（軌道内側壁を含む。）、広間、出入口上家、地下各室等の床・壁・天井及び給排水給湯衛生設備、屋内消火栓・スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の撤去、改良を行う。(施工面積　約7,500㎡)
⑸　工期　27か月間
⑹　使用する主な資機材　床石材　約3,500㎡、天井アルミパネル　約3,700㎡
⑺　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。)による単体又は有資格者で構成する２者若しくは３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関し不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争を妨げたこと又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。)との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと。その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。)若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式の総合評定値1,200点以上であること。
⑼　平成14年４月以降に、市街地における都市鉄道営業線地下駅で、乗降場を含む建築工事で、延べ面積3,000㎡以上の改良建築工事の施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、共同企業体の代表者として参加する者は出資比率20%以上、代表者以外の構成員として参加する者は出資比率15%以上のものに限る。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者並びに施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　主任技術者又は監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。
イ　⑼に掲げる工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けたものであること。なお、施工責任者は主任技術者又は監理技術者と兼任できるものとする。
⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。株式会社トーニチコンサルタント
⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社
イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社
⒂　共同企業体による場合については、次のとおりとすること。
ア　⑴から⑻に規定する者２者又は３者を構成員とすること。この場合、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。
イ　すべての構成員が⑼に掲げる工事の施工実績を有すること。
ウ　すべての構成員が⑽に規定する主任技術者又は監理技術者並びに施工責任者を有し、この中から少なくとも１名を当該工事に専任で配置できること。
エ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30%以上、３者の共同企業体の場合は20%以上であること。
オ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。